



## かえで保育所（病児保育）ご利用の流れ



### 病児保育と病後児保育の違いについて

**病児保育**とは、病気の回復期に至っておらず、かつ症状の急変が認められない児童で、保護者が就労等により家庭で保育を行うことができない場合においてお子さんを一時的に預かる事業です。

**病後児保育**とは、主に保育園・幼稚園に通うお子さんが、病気の回復期ではあるが集団生活が困難である場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいてお子さんを一時的に預かる事業です。

**※当保育所は病児保育のみ行っております。**

1. 事前登録が必要です。ホームページから事前登録に必要な書類をダウンロードしていただき必要事項を記入の上、かえで保育所までご持参ください。  
書類は直接お越し頂いてから記入でも構いません。
2. かえで保育所にお越し頂いた際に重要事項説明書に同意を頂き事前登録は完了です。  
※事前登録かえでにお越しいただく際には、印鑑、健康保険証、母子手帳をご持参ください。

### <注意事項>

☆事前登録は、年度末（3月31日）まで有効です。年度毎で更新が必要です。更新希望の場合は3月1日から3月31日までに更新手続きをお願いします。

☆利用に際しては、病児保育が必要な旨を医師が記入した診断書が必ず必要です。  
診断書がない場合には、利用はできません。

☆感染力、重症度等の観点から、結核、細菌性髄膜炎、てんかん発作の頻発、呼吸困難がある喘息発作等、伝染力の強い疾患は対象外とします。なお、受け入れ基準については、別に定めます。（別紙 1・別紙 2）

☆登録後にアレルギーの発症や痙攣等があった場合などお子さまの状態に変化がありましたら、かえで保育所にご連絡をお願い致します。

【お問い合わせ先】  
社会福祉法人みらい  
かえで保育所（病児担当：西野）  
Tel: 0572-26-8012